

大和市告示第 85 号

大和市魅力ある個店支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

大和市長 古谷田 力

大和市魅力ある個店支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内商業の活性化を図るため、意欲及びアイデアのある市内の商業者及び商業者グループが実施する新たな連携による先進的又は意欲的な事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和 42 年大和市規則第 21 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業商業者等 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）の第 2 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げるもの又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人のうち、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 13 号に掲げる収益事業（小売業又はサービス業に限る。）を行っているものをいう。
- (2) 商業者 市内に店舗を有する中小企業商業者等をいう。
- (3) 商業者グループ 商業者が 2 人以上集まり活動している任意団体であって、規約等により当該任意団体の代表者を定めたものをいう。

(補助事業)

第 3 条 補助事業は、次条に規定する者が行う事業であって、新商品、共同ブランド等を開発するもの又は新たな事業若しくはサービスの展開、業態転換等を行うもののうち、市長が認めるものとする。ただし、第 5 条に規定する補助対象経費の額が、100,000 円以上である事業に限る。

(補助の対象者)

第 4 条 補助の対象となる者は、商業者又は商業者グループであって、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。この場合において、当該者が商業者グループの場合にあつては、当該商業者グループに属する商業者全てが次の各号に掲げる要件をいずれも満たさなければならないものとする。

- (1) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められるものを含む。）が、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等でないこと。
- (2) 第7条の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）において、本市の市税等を滞納していない者であること。
- (3) チェーン店又はフランチャイズ店でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する風俗営業等を行っていないこと。
- (5) 申請日において市内に店舗を1年以上有している者であること。
- (6) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助事業に要するシステム導入費、施設整備費、商品開発費、委託費その他事務費（公租公課を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費（国、他の地方公共団体その他公共的団体からの補助金及びこの要綱による補助金以外の本市からの補助金（第9条において「その他の補助金」と総称する。）の交付を受ける場合にあっては、補助対象経費から当該補助金の額を控除した額）に2分の1を乗じて得た額又は500,000円のいずれか低い方の額とする。この場合において、算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 申請者は、別に定める日までに規則第4条に規定する書類に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 大和市魅力ある個店支援事業計画詳細書
- (2) 誓約書
- (3) 個人事業の開業届出書又はそれに類する書類の写し（法人にあっては、登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。））
- (4) 申請者が行う事業、活動等の概要が分かるもの
- (5) 商業者グループにあっては、構成員名簿及び規約等により定めた代表者が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付等の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、交付を決定したときは規則第6条第1項の補助金交付決定通知書により、不交付を決定したときは大和市魅力ある個店支援事業補助金不交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第10条に規定する書類に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 大和市魅力ある個店支援事業実績報告詳細書
- (2) 補助対象経費に係る支出が確認できる書類の写し
- (3) 補助事業の成果が確認できる書類
- (4) その他の補助金の額が分かる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(関係書類の公表)

第10条 市長は、補助事業の内容について広く周知を図る必要があると認めるときは、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）第7条各号に掲げる情報を除き、補助事業者から提出された書類を公表することができる。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市魅力ある個店支援事業計画詳細書	第 7 条
第 2 号様式	誓約書	第 7 条
第 3 号様式	大和市魅力ある個店支援事業補助金不交付決定通知書	第 8 条
第 4 号様式	大和市魅力ある個店支援事業実績報告詳細書	第 9 条